

国立大学法人東京外国語大学大学院 国際日本学研究院外国人研究者規程

平成 27 年 7 月 22 日
大学院国際日本学研究院規則第 9 号

改正 令和 5 年 10 月 25 日 大学院国際日本学研究院規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 東京外国語大学大学院国際日本学研究院（以下「研究院」という。）において外国人研究者（国立大学法人東京外国語大学特定有期雇用職員就業規則（平成 20 年規則第 26 号）に定める特定外国語主任教員及び特定外国語教員を除く。）を受け入れる場合の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 外国人研究者とは、学術の進展に寄与するため研究院において共同して研究に従事する外国人の研究者であって、外国の大学又は学術研究機関の教授、准教授、講師又は助教もしくはこれに相当する研究業績を有すると認められた者をいう。

(申請)

第 3 条 外国人研究者を受け入れようとする研究代表者（研究院の教授、准教授、講師、助教をいう。）は、少なくとも受入予定の 3 か月前までに所定の書式により研究院長にその受入れを申請しなければならない。

(承認)

第 4 条 研究院長は、前条の申請があった場合には、教授会の議を経て所定の書式により受入を承認する。

(期間)

第 5 条 外国人研究者の受入期間は、原則として 1 か月以上 1 年以内とする。

2 前項の期間は、研究の継続が必要と認められるときは、これを更新することができる。この場合において、更新に係る手続については、前 2 条の規定を準用する。ただし、受入期間は、通算して 3 年を超えることはできない。

(名称の付与)

第 6 条 研究院長は、外国人研究者のうち、次の各号に該当する者について、教授会の議を経て、東京外国語大学招へい教授の名称の付与申請を、学長に行うことができる。

(1) 本学の教授と同等以上の資格があると認められる者

(2) 受入期間が引き続き 3 か月以上の者

2 学長は、前項の申請により、適当と認める者に対し、名称を付与することができる。

(研究)

第 7 条 外国人研究者は、あらかじめ提出した研究計画に従い研究する。

(施設等の使用)

第 8 条 外国人研究者は、本学の教育研究に支障のない範囲で、自己の研究に必要な諸施設・設備を使用することができる。

(給与等)

第9条 外国人研究者には給与は、支給しない。

2 渡航費・滞在費等の諸経費は、自己負担を原則とする。

(規則等の遵守)

第10条 外国人研究者は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(受入承認の取消)

第11条 研究院長は、外国人研究者として不相当と認めるときは、受入れを取り消すことができる。その場合の手続は、第4条を準用する。

(準用)

第12条 この規程は、外国の大学又は学術機関に所属し(ただし、教授、准教授、講師又は助教もしくはこれに相当する研究業績を有する者に限る。)、日本国籍を有する研究者に準用する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、外国人研究者に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月25日から施行する。